

議案第 67 号

京丹後市税条例の一部改正について

京丹後市税条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 3 年 6 月 10 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）が令和 3 年 3 月 31 日に公布され、令和 4 年 1 月 1 日及び令和 6 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市税条例の一部を改正する条例

京丹後市税条例（平成16年京丹後市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第24条第2項、第36条の3の3第1項の改正規定及び附則第5条第1項の改正規定は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第24条第2項、第36条の3の3第1項及び附則第5条第1項の規定による改正後の京丹後市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以降の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

京丹後市税条例(平成16年京丹後市条例第80号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市税条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第80号</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1条～第23条 (略)</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族</p> <hr/> <p>の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第24条の2～第36条の3の2 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において、「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>京丹後市税条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第80号</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1条～第23条 (略)</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第24条の2～第36条の3の2 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において、「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>



現行	改正案
	<p><u>6年1月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>第2条 第24条第2項、第36条の3の3第1項及び附則第5条第1項の規定による改正後の京丹後市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以降の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u></p>

# 京丹後市税条例の一部改正 改正概要

議案第67号 参考資料

## ○地方税法等の一部を改正する法律等に係る改正

No	改正条項	形態	内容	地方税法等の関係法令	施行期日
1	(個人の市民税の非課税の範囲) 第24条第2項	規定の整備	<扶養親族の見直し> 所得税法の改正(控除対象扶養親族について国外居住親族の取り扱いの見直し)に伴い、個人市民税の均等割の非課税限度額の判定に用いる扶養親族の範囲を見直す。	令第47条の3	令和6年1月1日施行
2	(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の3の3第1項	文言修正		法第317条の3の3第1項	令和6年1月1日施行
3	(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等) 附則第5条第1項	規定の整備	<扶養親族の見直し> 所得税法の改正(控除対象扶養親族について国外居住親族の取り扱いの見直し)に伴い、個人市民税の所得割の非課税限度額の判定に用いる扶養親族の範囲を見直す。	法附則第3条の3第4項	令和6年1月1日施行
4	(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 附則第6条	規定の整備	<制度の見直しと適用期間の延長> 対象となる医薬品の範囲を見直すとともに、手続きを簡素化した上で特例の適用期間を5年間延長する。	法附則第4条の4第3項	令和4年1月1日施行